

屋外モデルイベント開催支援補助金
説明会における質疑応答一覧

令和2年8月24日（月）10時～

場所：仙台市役所第一委員会室

No.	質疑事項	回答
1	任意団体として補助金を申請する場合、補助金申請対象者の要件にある「市内に主な事業所をおく団体または事業者等であること」や、「本市の市税を滞納していないこと団体または事業者等であること」については、どのような取り扱いとなるか。	代表企業を決めていただくことにより、任意団体も補助金の交付を申請することができます。その場合は、代表企業の主な事業所が市内に所在する必要があります。 （補足）任意団体につきましては、規約等によって市内に事務局がおかれていれば、補助金を申請いただくことができます。また、「本市の市税を滞納していない団体または事業者等であること」という要件についてですが、本補助金申請のために結成した任意団体等であるとの理由により、納めるべき市税を有していない場合には、この要件を満たすものとして取り扱います。
2	「屋外モデルイベント開催支援事業募集案内」の「5 イベントの開催要件」にある「(6) 宣伝、営利を目的としないこと。」の考え方についてだが、飲食店の営業行為も営利に含まれるのか。また、協賛金を募ることは宣伝、営利だと判断されるのか。	協賛金の募集やイベント出展者からの出展料の徴収については、ここで言う「営利目的」には当たりません。また、イベント会場において出展者が販売行為を行う場合についても「営利目的」には当たらないものと解釈します。この項で指す「宣伝、営利」とは、「企業の宣伝を目的としてイベントを開催すること」等を想定しています。 また、入場者から参加料を徴するも可能ですが、その場合には料金設定が妥当であるか事前協議が必要となります。 なお、協賛金についてですが、会場によっては、特定の業種を協賛社とできない場合があります。会場のごとの条件等については、施設所管課にご確認ください。
3	イベント名に「屋外モデルイベント開催支援事業」を含んでも構わないか。	イベント名に「屋外モデルイベント開催支援事業」を含んでも含んでも含んでいただかなくても構いません。
4	概ね 3,000 m ² 以上の会場とは、例えばどのような場所か。	勾当台公園市民広場、西公園、錦町公園、せんだい青葉山交流広場、榴岡公園、杜の広場、七北田公園などがあげられます。ただし、周辺に住宅が多く立地する会場において、音出しを伴うイベント等を開催する場合には、周辺住民の皆さまへの事前周知の徹底が必要となります。

仙台市文化観光局東北連携推進室

5	会場として、市中心部の幹線道路の歩道空間を活用したいと考えているが、この場合、歩道のみで概ね 3,000 m ² を確保する必要があるか。	歩道のみで概ね 3,000 m ² の会場を確保いただく必要があります。また、交通規制等を行い、車道も会場とするのであれば、車道部分も面積に含みます。なお、歩道や車道を活用する場合には事前に宮城県警にもご相談いただき、安全面や通行者の動線確保等に配慮してください。
6	中心部商店街のアーケードは対象となりうるか。	アーケードは市道であるため対象となります。ただし、アーケードは通行量が多いため、宮城県警にも事前にご相談いただき、安全面や通行者の動線確保等に配慮してください。
7	イベント会場が複数にまたがっても問題ないか。	個別に判断させていただきますので、事前相談の際にお話をお伺いすることとしますが、原則として、補助金の交付対象となる一つの会場を使用して開催されるイベントであるものをご認識ください。
8	新型コロナウイルス感染症の効果検証のために実施するアンケートについて、分析や集計に係る費用は補助対象経費となるか。	補助対象経費に含まれます。
9	補助金の交付を受けながら、別途、協賛金を獲得したり、クラウドファンディングで資金を調達したりすることを想定しているが、問題ないか。	問題ありません。
11	補助対象外経費として、「運営スタッフ等の飲食代」が記載されているが、熱中症対策のために運営スタッフに配布する水分等も対象外という理解でよいか。	運営スタッフの昼食代等を想定してこのような記載とさせていただきます。熱中症予防のためには水分摂取が必要となりますが、昼食等との切り分けが難しいため、一括して対象外とさせていただきます。ただし、経口補水液など、熱中症患者あるいは熱中症の疑いがある運営スタッフに提供する飲料などの購入代金については、補助対象経費とします。
12	「音響・照明関連経費等、ステージ運営の企画内容により大きく変動することが想定される経費」は補助対象外とのことだが、これは「イベント出演者からの要求を受けて使用機材を充実させる場合、この影響により増加する経費は対象外である」との認識で相違ないか。	出演者からの要求の有無に関わらず、ステージ運営に係る音響・照明関連経費は対象外とさせていただきます。ただし、会場内等においては、プログラム案内や、感染症対策などのアナウンスが必要かと存じます。そのようなステージ運営以外での音響・照明関連経費は補助の対象です。 ※音響・照明関連経費につきまして、説明会では補助対象外経費であることご説明しましたが、過剰な演出に伴う経費である場合を除き、音響・照明関連経費も補助対象経費とする方向で調整中です。